

# 大蔵村役場新庁舎整備基本設計・実施設計業務特記仕様書

## 第1章 総則

### 1. 適用

この特記仕様書は、大蔵村役場新庁舎整備基本設計・実施設計業務（以下、本業務）に要する仕様とし、本特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書及び山形県建築設計業務委託共通仕様書に準ずる。

### 2. 業務内容

本業務は、大蔵村大字合海地内において大蔵村役場新庁舎整備基本設計、実施設計を行うものである。

### 3. 打合せ等

打合せは次の時期に行い、記録書を作成し調査職員に提出する。

- ・業務着手時
- ・定例打合せ（2週間に1回程度を基本とし、及び調査職員又は管理技術者が必要と認めたとき）
- ・その他（庁内会議、検討委員会等）

### 4. 業務計画書

業務計画書は、第1回打合せ後速やかに提出するものとする。記載事項は以下のとおりとし、発注者の承認を得るものとする。

#### （1）業務概要

本業務の実施方針、成果品の内容及び部数

#### （2）業務工程

作業項目別工程計画、打合せ計画

#### （3）業務実施体制

全事業関与者の業務体制、組織計画（体系図）、業務担当表、連絡体制、連絡先

#### （4）配置技術者名簿

担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

#### （5）協力事務所、再委託先等

名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び内容、主たる担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

#### （6）その他

発注者が他に必要とする事項

### 5. 資料の貸与

貸与する図書及びその他関係資料は下記のとおりとする。

- （1）必用と考えられる資料 一式

## 6. プロポーザル方式により受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。また技術提案書における提案事項は、実現に向けての問題点を検討し改善策の提案を行うなど、調査職員の承諾を得て業務を遂行すること。

## 7. その他

本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 業務概要

(1) 業務名称 大蔵村役場新庁舎整備基本設計・実施設計業務

### 2. 計画施設概要

(1) 施設名称 大蔵村役場庁舎及び中央公民館

(2) 敷地の場所 大蔵村大字合海地内

(3) 施設の概要

「大蔵村役場庁舎建設基本計画」（以下、「基本計画」という。）で提示している、以下の施設とする。更に、大蔵村の特色を活かした施設とし、他市町村の既存施設と差別化を図る。

・役場庁舎、中央公民館（社会教育法に規定する公民館）、車庫等

### 3. 履行期限

契約の日から令和7年2月28日までとする。ただし、基本設計については令和6年8月30日までとし、村及び検討委員会等の承認を得てから実施設計へ移るものとする。

### 4. 設計と条件

基本計画によるほか以下によるものとする。

(1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 約10,000㎡

(2) 施設の条件

ア 施設の延床面積

役場庁舎 2,300㎡程度（平成31年国土交通省告示98号別添二 第4号第2類）

中央公民館 1,200㎡程度（平成31年国土交通省告示98号別添二 第12号第1類）

車庫 500㎡程度（平成31年国土交通省告示98号別添二 第1号第1類）

イ 主要構造等 提案による協議にて決定

ウ 施設等については、基本設計を行うにあたり全体の機能や規模について、詳細に検討するものとする。

エ 建設工期（予定） 令和7年4月から令和8年12月まで

## 5. 設計委託業務の範囲等

本業務に国土交通省等が制定する技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

### (1) 一般業務の範囲

#### <基本設計>

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務
- ・ 外構基本設計に関する標準業務

上記について下記により一部業務を対象外とする。

(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	調査職員の助言を受けて行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	調査職員の助言を受けて行う。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	全て対象とする。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	全て対象とする。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		全て対象とする。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	全て対象とする。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	調査職員と協同で行う。
(5) 基本設計図書の作成		全て対象とする。
(6) 概算工事費の検討		全て対象とする。
(7) 基本設計内容の策定及び建築主への説明		調査職員と協同で行う。

#### <実施設計>

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

上記について下記により一部業務を対象外とする。

(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	調査職員の助言を受けて行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	調査職員の助言を受けて行う。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	全て対象とする。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	全て対象とする。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	全て対象とする。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	全て対象とする。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	調査職員と協同で行う。
(4) 基本設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	全て対象とする。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	全て対象とする。
(5) 概算工事費の検討		全て対象とする。
(6) 実施設計内容の策定及び建築主への説明		調査職員と協同で行う。

### (2) 追加業務の内容及び範囲

- ・建築積算、電気設備積算及び機械設備積算に関する積算業務  
(積算数量算出書、単価作成資料、見積書の徴収、見積検討資料、設計内訳書の作成)
- ・透視図作成  
(鳥観図1面・外観図1面・主要な内観図3面程度、A3版、電子データ(有))
- ・確認申請書手続業務(手数料の納付は含まない)
- ・関係法令等に基づく各種申請手続き業務
- ・リサイクル計画書の作成業務
- ・概略工程表の作成
- ・省エネルギー関係計算書の作成
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号以下「建築物省エネ法」という)第13条第2項に規定する手続業務(手数料の納付は含まない)
- ・建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続業務
- ・複数案による性能品質コスト(ライフサイクルコストを含む)の比較検討
- ・住民説明等に必要な資料の作成
- ・日影図の作成
- ・建築物の利用に関する説明書の作成
- ・受注者の技術提案事項による検討成果の作成、庁内会議及び検討委員会、村議会への説明、村民説明会等への出席・資料提供等支援

6. 提出設計図書（成果品）等

成果物は以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては発注者の指示による。

(1) 基本設計

成果物	提出部数	製本形態
<p>a. 建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="radio"/> 建築（総合）基本設計図書               <ul style="list-style-type: none"> <li>計画説明書</li> <li>仕様概要書</li> <li>仕上概要書</li> <li>面積表及び求積図</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図（外構含む）</li> <li>平面図（各階）</li> <li>断面図</li> <li>立面図（各面）</li> <li>外構工事基本計画図</li> </ul> </li> <li><input checked="" type="radio"/> 建築（総合）計画書               <ul style="list-style-type: none"> <li>空間構成・動線計画</li> <li>防犯・防災計画</li> <li>環境負荷低減計画</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 工事費概算書</li> <li><input type="radio"/> 仮設計画概要書</li> </ul>	<p>印刷物 3 部 及び 電子データ</p>	<p>A 3 版に製本</p>
<p>b. 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="radio"/> 建築（構造）基本設計図書               <ul style="list-style-type: none"> <li>構造計画説明書</li> <li>構造設計概要書</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 工事費概算書</li> </ul>		
<p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 電気設備基本設計図書               <ul style="list-style-type: none"> <li>電気設備計画説明書</li> <li>電気設備設計概要書</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 工事費概算書</li> </ul>		
<p>d. 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 機械設備基本設計図書               <ul style="list-style-type: none"> <li>機械設備計画説明書</li> <li>機械設備設計概要書</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 工事費概算書</li> </ul>		
<p>e. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 透視図</li> <li><input type="radio"/> 設計説明書</li> <li><input type="radio"/> セキュリティ計画検討書</li> <li><input type="radio"/> 非常用電源供給計画書</li> <li><input type="radio"/> その他プロポーザルによる検討結果資料</li> <li><input type="radio"/> 関係法令チェック表</li> </ul>		
<p>f. 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 各種技術資料（ライフサイクルコストの比較検討、初度調弁（什器、備品等）整備計画を含む）</li> <li><input type="radio"/> 各記録書</li> </ul>	<p>印刷物 3 部 及び電子データ</p>	<p>A 3 版または A 4 版 にファイル綴じ</p>

(2) 実施設計

成果物	提出部数	製本形態
<p>a. 建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築（総合）設計図書               <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物概要書</li> <li>仕様書</li> <li>仕上表</li> <li>面積表及び求積図</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>平面図（各階）</li> <li>断面図</li> <li>立面図（各面）</li> <li>矩計図</li> <li>展開図</li> <li>天井伏図（各階）</li> <li>平面詳細図</li> <li>部分詳細図（断面含む）</li> <li>建具表</li> <li>その他、必要と思われる図面</li> </ul> </li> <li>○ 確認申請図書</li> <li>○ 工事費概算書</li> <li>○ 工事発注設計書</li> </ul>	<p>印刷物各 3 部 及び 電子データ</p>	<p>A 1 サイズ及び A 3 サイズ縮小版 二つ折り製本</p>
<p>b. 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築（構造）設計図               <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>構造基準図</li> <li>伏図（各階）</li> <li>軸組図</li> <li>部材断面表</li> <li>各部断面図</li> <li>標準詳細図</li> <li>各部詳細図</li> <li>その他、必要と思われる図面</li> </ul> </li> <li>○ 構造計算書</li> <li>○ 確認申請図書</li> <li>○ 工事費概算書</li> <li>○ 工事発注設計書</li> </ul>		

成果物	提出部数	製本形態
<p>c. 電気設備</p> <p>○ 電気設備設計図書</p> <p>仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>電灯設備図</p> <p>動力設備図</p> <p>電熱設備図</p> <p>雷保護設備図</p> <p>受変電設備図</p> <p>静止形電源設備図</p> <p>発電設備図</p> <p>構内情報通信網設備図</p> <p>構内交換設備図</p> <p>情報表示設備図</p> <p>映像・音響設備図</p> <p>拡声設備図</p> <p>誘導支援設備図</p> <p>テレビ共同受信設備図</p> <p>テレビ電波障害防除設備図</p> <p>監視カメラ設備図</p> <p>駐車場管制設備図</p> <p>防犯・入退室管理設備図</p> <p>火災報知設備図</p> <p>中央監視制御設備図</p> <p>構内配線路図</p> <p>構内通信線路図</p> <p>その他必要と思われる図面</p> <p>○ 電気設備設計計算書</p> <p>○ 確認申請図書</p> <p>○ 工事発注設計書</p>	<p>印刷物各3部 及び 電子データ</p>	<p>A1サイズ及び A3サイズ縮小版 二つ折り製本</p>

成果物	提出部数	製本形態
<p>c. 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空気調和設備設計図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>機器表</li> <li>空気調和設備図</li> <li>換気設備図</li> <li>排煙設備図</li> <li>自動制御設備図</li> <li>屋外設備図</li> </ul> </li> <li>○ 給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>機器表</li> <li>衛生器具設備図</li> <li>給水設備図</li> <li>排水設備図</li> <li>給湯設備図</li> <li>消火設備図</li> <li>ガス設備図</li> <li>屋外設備図</li> <li>その他必要と思われる図面</li> </ul> </li> <li>○ 昇降機設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>昇降機設備図</li> </ul> </li> <li>○ 空気調和設備設計計算書</li> <li>○ 給排水衛生設備設計計算書</li> <li>○ 昇降機設備設計計算書</li> <li>○ 確認申請図書</li> <li>○ 工事発注設計書</li> </ul>	<p>印刷物各 3 部 及び 電子データ</p>	<p>A 1 サイズ及び A 3 サイズ縮小版 二つ折り製本</p>



成果物	提出部数	製本形態
e. 建築積算 ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料 ○ 営繕工事積算チェックリスト	見積書等は原本1部 コピー2部 その他は印刷物3部 及び電子データ	A4版に ファイル綴じ
f. 電気設備積算 ○ 電気設備工事積算数量算出書 ○ 電気設備工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料		
g. 機械設備積算 ○ 機械設備工事積算数量算出書 ○ 機械設備工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料		
h. その他 ○ 透視図 ○ 日影図 ○ 省エネルギー関係計算書 ○ 設計説明書 ○ 概略工事工程表 ○ 施設使用条件書	透視図以外は 印刷物3部 及び電子データ	透視図以外は A4版に ファイル綴じ
i. 資料 ○ 各種技術資料 ○ 構造計算データ ○ 各記録書	印刷物3部 及び電子データ	A4版に ファイル綴じ

(注) ①基本設計図は、A3版にまとめて製本すること。

②実施設計図は、A1版で作成し、提出はA1版・縮小A3版とする。

③設計図は適宜追加してもよい。

④設計図書等については、工事種目、工事科目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜付けること。

### (3) 電子データについて

以下の構成により電子データ版を作成し、提出すること。

成果物	規格	部数	備考
全てのデータ	CD-R 又はDVD-R	2部	正・控とし、それぞれケースに収める。

(注) ①成果物のファイル形式は、発注者と受託者との事前協議により、詳細を決定すること。

②納品するCD-R、DVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本版と同じタイトルを付したフォルダを作成し、焼き付けること。

## 7. その他

本業務に関しては以下の点に留意し最善の努力を尽くし、かつ最高の能力をもって当てること。

- (1) 当村は、課題提案をしているとおり多雪・寒冷地域であるため積雪荷重・雪対策を十分考慮すること。
- (2) 施設は令和7年度建設予定のため、新単価入れ替えによる設計内訳書の提出を含むこと。
- (3) 業務上知り得た事項は、絶対に他に漏らさないこと。
- (4) 軽微な変更は、設計変更の対象にしない。
- (5) 疑義が生じた場合は、速やかに担当課と協議し指示を受けること。
- (6) 新庁舎の整備に当たって、建設地に係る造成設計業務を別途委託する予定であり、設計業務の実施過程においては、当該業務の受託者と協議を行いながら、設計業務を実施するものとする。
- (7) 建設地における地盤調査（ボーリング等）を実施する予定であるため、調査箇所等の設定に協力するものとする。
- (8) 庁舎建設事業において国又は県における各種補助事業等に該当する場合には、その申請書類等の作成に協力するものとする。